

本校の部活動の在り方について

～部活動を消滅させないために～

校長 八尋崇

はじめに

今回、部活動の在り方について文書にて発出した結果、多くの保護者の皆様にご心配をおかけしました。大変申し訳ありませんでした。今回、資料にまとめましたが、おそらく正確にお伝えすることができない場合も想定されますので、私の思いをはじめにお伝えします。

まず、部活動は中学生という発達段階で大変重要な活動です。ですから、部活動は残していきたい。これが私の考えです。しかし、現実問題として教員の勤務時間が月平均67時間を超え、特に運動部の顧問は過労死ラインに達している中、働き方も考えなければならない状況です。また、安全な部活動を実施するための教員の専門的な指導力も年々落ちてきています。そこで、生徒のために地域の力を貸していただき教員が異動しても残していける部活動にしていきたいと考えています。

すでに近隣の自治体では、指導員の確保を急ピッチに進めているところもあり、人材の取り合いになる前に、本校では先駆けて本資料のように進めたいと考えております。

また、資料にもありますが次年度募集停止を考えていた部活動の指導者が地域の力により見つかりました。改めて募集を再開いたします。大変ご心配をおかけしました。

NEW

国が考える準備期間の3年間

※地域展開等
地域連携（部活動への外部人材の活用）と地域展開（地域クラブ化）という部活動改革の2つの方向性

令和8年
～10年

- ・改革実行期間（前期）
- ・現在未着手の地方公共団体も確実に休日の**地域展開等**（※）に着手

令和11年
～13年

- ・改革実行期間（後期）
- ・令和13年度までの休日部活動の原則地域クラブ化、平日は各種問題を解決しつつ更なる改革を推進を目指す

令和13年
以降

- ・**新学習指導要領全面实施**
- ・文部科学省の「働き方改革指針」および「地域移行ガイドライン」に基づき、休日の活動は地域へ移行し、平日の指導も「希望する教員」と「外部指導員」による体制に移行することが国の方針となっている。
- ・※ただし、令和7年9月の教育課程企画特別部会による「論点整理」及び令和7年度審議会議事録上、記載はなし。

部活動の法的根拠

- ・法的には義務付けされていない
- ・学習指導要領では「学校の判断で教育活動として認めている自主的な活動」とされている。

※ 東京都では都立学校に対して、教育活動の一環として設置及び運営をすると記している。

生徒の自主的な活動を教員の
献身的な勤務で支えてきた

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの
 ※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」においては、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都府県庁・市町村等・地域クラブ活動の運営主体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営主体による生徒が所属する中学校等の連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメントいじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
 - (4) 適切な活動時間・休養日等の設定
- 3 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教員等の兼職兼業
- 2 教員の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ① 地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ② 部活動の地域展開等に関する参考資料

文部科学省では、令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すものとして、新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

スポーツ庁HPより

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

改革の理念等	<ul style="list-style-type: none"> ● 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ● 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ● 地域クラブ活動においては、学校部活動が持つべき教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出
改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」 → 令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期） → 令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進） 平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証） ※学校部活動をベースとした地域の連携など、地域の実情等に合わせた多様な改革を進めていくことが重要 親近志向を主としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築
認定制度	【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主な要件】 活動時間（平日は1日2回程度以内、休日は1日3回程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のコーディネート / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携 各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等） ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容を整理 ニーズ反映・参画促進等 生徒等へのニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ボラールイフなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）
部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ● 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメントいじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ● 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教員以外の関係者の参画促進等） ● 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）
関連制度	従事を希望する教員等の兼職兼業の円滑化（中学校教員だけでなく小学校教員（体育専科等）や高校・特別支援学校の教員等を含む） 教員の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

改革実行期間内に、原則、休日は全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定



※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営・実施する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
 ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

3

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について

はじめに

文部科学省では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、部活動ガイドラインを策定し、部活動の適正化を推進している。地方、学校の働き方改革は喫緊の課題であり、中央教育審議会の答申や常任法改正の国会審議において、「部活動を学校単位から地域単位での組織とする」ことが指されている。これからの指針も踏まえつつ、今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した「**学校と地域が協働・融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示する**」ものである。部活動をめぐる様々な関係者がそれぞれの立場で協力しながら、以下に示す方策について段階を踏んで着実に実施することにより、部活動における教師の負担軽減に加え、部活動の指導等に貢献を有する地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るものである。

○学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方

（部活動の意義と課題）

- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、達成感の涵養等に資するものであり、**学校教員の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動**である。
- ・部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけではなく、**教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会**でもある。部活動は**多様な生徒が活躍できる場**であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。
- ・一方で、**部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている。**
- ・**教師の勤務を要しない日（休日の活動を含めて）、教師の専任的な勤務によって実施されている、長時間勤務の要因であること、特に指導経験がない教師には多大な負担を伴っている点**もある。

（改革の方向性）

- ・今回の部活動改革については、**公立学校における働き方改革**の視点も踏まえ、教師の負担軽減を実現できる内容とすることが必要である。このため、公立学校を対象とした部活動改革とともに、**主として中学校を対象とし、高等学校についても同様の考え方を基に部活動改革を進める**。なお、高等学校における部活動は、学

1

学校の働き方を踏まえた部活動改革 （令和2年9月）

部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、**必ずしも教師が担う必要のない業務**と位置付けられている。
 ・教師の勤務を要しない日（休日）の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているとの声もある。

令和8年度の部活動方針

平日の練習を17時15分までとし、活動内容の充実を図る
※ 部活動指導員が指導する場合は19:00を上限とする

- ・限られた時間で集中して取り組む「質の高い活動」への転換

土日の活動を必要な試合と大会参加に絞る

新1年生の卒業までは、この状態を維持する

部活動の新規募集の停止について

部活動の種類等については、その年の教員の配置状況によって変化する。

学級の増減による教員数の変化や専門性のある教員の異動に伴う、**活動の安全性を担保できない**場合。

昨年度の部活動新規募集停止は、4月の生徒向け部活動説明会で発表した。（全国同じ状況）

今年度は、少しでも早くお伝えできるよう通知に記載した。

生徒の命と安全を守ることが学校の最優先事項です



今後の展開

地域クラブ

- 部活動の地域への移行を円滑に行うため、可能な部活動からクラブチームへの移行を検討している。
- 現状、3つの種目において、コーチ監督の依頼、事業団との連携を進めている。

次のページ

新1年の募集再開(バスケット・バレー)

- 次年度に募集停止を予定していた、男子バスケット、女子バスケットと女子バレーについては、指導者が見つかりました。地域の方々の多大なるご協力により、**継続が可能**となりました。
- したがって、若干の条件はありますが**新1年の募集を行います**。

「地域で子どもを育てる」パートナーシップのお願い

・部活動における「保護者からなる後援会」の設立

生徒たちの「やりたい」を、学校・家庭・地域がチームになって支える新体制へアップデートするための準備です。部活動が成り立たなくなる前にみんなで支えていく基盤づくりと考え、ぜひ賛同していただけますようお願いします。

部活動を「地域クラブ」化した場合

メリット

- 部活動終了時刻の17時15分にとられず、活動ができる。
- 学校の制限なく、ユニフォーム等を作ることができる。
- 学校所属の地域クラブの場合は、学校施設を優先して使用することができる。

デメリット

- 後援会における役員を決定する。
- 私費により運営をする。

※具体的な負担については今後丁寧に協議していく

結論

原則令和10年までの3年間は、部活動として公式戦に参加する。

3年間は、17:15までの教員が指導する部活動と、部活動指導員や地域クラブ指導員による準部活動のハイブリッドで活動する。

令和9年までは、すべての活動を部活動とみなし備品等も学校で準備をします。令和10年からは、地域クラブへの移行を本格化します。

今後の部活動 2つの形態の選択について

令和8年4月の各部活動保護者会にて「保護者会」を立ち上げていただき、競技の特性やご家庭の意向を考慮し、方向性を考えていきます。

選択肢	A 学校完結型	B ハイブリット型
活動の目的	平日の放課後を充実させる 活動は17:15まで	土日を含め、競技力を高める 17:15以降は地域クラブとして運営、活動終了時刻は指導者及び保護者会の意向による
土日の活動	なし(家庭・地域での時間)	あり(地域クラブとして運営)
指導者	学校の顧問	顧問+地域指導者
主な負担	なし(従来からの部活動の範囲)	指導員謝礼・保険料・役員協力
こんな生徒に	他の習い事や塾、家族、友人との時間を大切にしたい	専門的な指導を受け、大会等で活躍したい

令和8年度に始動する西池型ハイブリット部活の具体例

- 女子バレーボール部
- 女子バスケットボール部
- 男子バスケットボール部

この3部活については、必ず「後援会」を立ち上げます。
ご協力よろしくお願いします。

令和8年度 女子バレーボール部運営方針(案)

～学校部活動と地域クラブの連携によるハイブリッド型部活動運営について～

【基本方針】

- ・平日17:15を境に「学校部活動」と「地域クラブ(西池VBC)」を切り替えて運営します。
- ・1年生は入学時から地域クラブメンバー(西池VBC)として活動に参加します。

【運営体制と活動区分】

技術指導・監督:N氏 ……平日は外部指導員(顧問必要)、
夜間・土日は地域クラブ指導者(顧問不要)として一貫指導

現在、北区の中学校で指導者として活躍

- 【外部指導者とは】
- ①外部指導員……………教員による顧問必要
 - ②部活動指導員……………教員による顧問不要
 - ③地域クラブチーム指導者…教員による顧問不要(原則保護者会選定による指導者)

具体的な活動内容

※N氏(指導者)の北区立中学校での活動日が決まり次第、決定します。
※土日は「部活動(大会参加)」と「西池VBC(練習・大会参加)」を併用して活動します。
※西池VBCの平日の活動日は、学校部活動の割当日に準じます。

【活動スケジュール(案)】

パターン	N氏の指導日 (16:00~19:00)	その他の平日 および 土日
例	月曜日・木曜日 (部活 + 夜間VBC)	火・金:自主練/OFF 水:会議等のためOFF

- ・ 【大会参加について】
- ・ ①公式戦(中体連主催等)は「学校部活動」として参加。監督は顧問。
- ・ ②地域クラブチームとして各種大会に参加。

★地域クラブは活動費徴収が必要になります。
<固定費>
指導報償費、活動物品費、西池中以外の会場費
<大会参加の場合>
東京都バレーボール連盟チーム登録費、個人登録費、大会参加費

令和8年度 女子バスケットボール部運営方針(案)

【基本方針】

- ・指導者と学校での協議により、当面は部活動として運営します。
- ・1年生は入学時から部活動として活動に参加します。(指導者の意向による)

【運営体制】

現在、豊島区で小学生を中心に指導者として活躍

技術指導・監督:Y氏 ……部活動指導員(顧問不要)として一貫指導
活動時間は、平日18:00まで(曜日や開始時刻等は、今後後援会との調整による)

★これまでの部活動と同様に、備品や大会参加費は公費で賄う。
<私費徴収をする場合>
指導報償費が区の規定する時間を超えた場合、超過分を生徒数で割って徴収することがあります。

令和8年度 男子バスケットボール部運営方針(案)

【基本方針】

- ・指導者と学校での協議により、2年間は部活動と地域クラブのハイブリッドとして運営します。
- ・1年生は入学時から地域クラブメンバーとして活動に参加します。
- ・令和10年度に、「地域クラブ」として活動を開始します。

【運営体制】

技術指導・監督: NK氏 ……平日は部活動指導員(顧問不要)、
平日夜間・土日は地域クラブ指導者(顧問不要)として一貫指導

現在、墨田区の中学校で指導者として活躍

★2年間(令和9年まで)部活動と同様に、備品や大会参加費は公費で賄う。

<私費の徴収> 【固定費】指導報償費、活動物品費、西池中以外の会場費

<令和10年以降大会参加>東京都バスケットボール連盟チーム登録費、個人登録費、大会参加費

地域クラブとは

西池袋中学校では、これまでの勤務時間以降の「部活動」を「**地域クラブ**」へと進化させます。

これは縮小や廃止ではなく、子どもたちの可能性を広げるための**アップデート**です。

「地域クラブ」は部活動指導員を主の指導者とし、普段の練習と大会引率等を一手に引き受けます。

また「地域クラブ」では、保護者からなる「後援会」を設置し、部活動費の管理などを行います。

部活動から「地域クラブ活動」への進化

1. なぜ今、「地域クラブ」が必要なのか？

豊島区の規定によると、単純にクラブチーム化すると体育館や校庭は一般団体との抽選になり、子供たちが使えなくなる恐れがあります。

解決策：部活動指導員と後援会の支援を受けつつも、「部活動」として運営することにより、学校施設を優先的に確保し、子供たちの居場所を死守します。

2. 保護者の仕事が増える？

・通常の部活動のように、部活動指導員が顧問として活動します。必要に応じて、夜間や休日の見守りをお願いすることがありますが、月に1回以下に抑えたいと考えております。
・受益者負担として、部活動指導員の報償費の補填や生徒個人で身に付けるもの、スポーツ保険の加入など、月額3000円～5000円くらいを想定しています。

「地域クラブ」を設置した場合の活動場所や会費

活動時間と場所

- 平日：17:15～19:00（週2～3日）
- 休日：土・日のいずれか（練習または対外試合）
- 場所：西池袋中学校 体育館・校庭・各教室（校長判断により優先確保）

会費（受益者負担の原則）

- 入会金：3,000円（スポーツ安全保険料、事務手数料含む）
- 月会費：3,000円～5,000円程度（種目により変動）
- ※遠征費、ユニフォーム代、大会登録費は別途実費。
- ※経済的配慮が必要な家庭への補助制度を検討中。

指導体制

- 各種目の専門資格や指導実績を持つ「部活動指導員等」がメインコーチを務めます。
- 本校教員は、希望者が「地域スタッフ（兼職）」として関わる場合がありますが、平日の17:15以降および休日の責任者は部活動指導員となります。

最後に

令和8年度の部活動については、このように進めて参ります。
また、各部活で立ち上げた後援会（保護者）と各部ごとに方向性を考えて参ります。
なお、豊島区教育委員会の方針が決定次第、またそこに合わせて部活動の在り方について保護者の皆様と一緒に考えて参ります。